

税理士
法人

AIF事務所便り

2025.6.1/395 号



contents

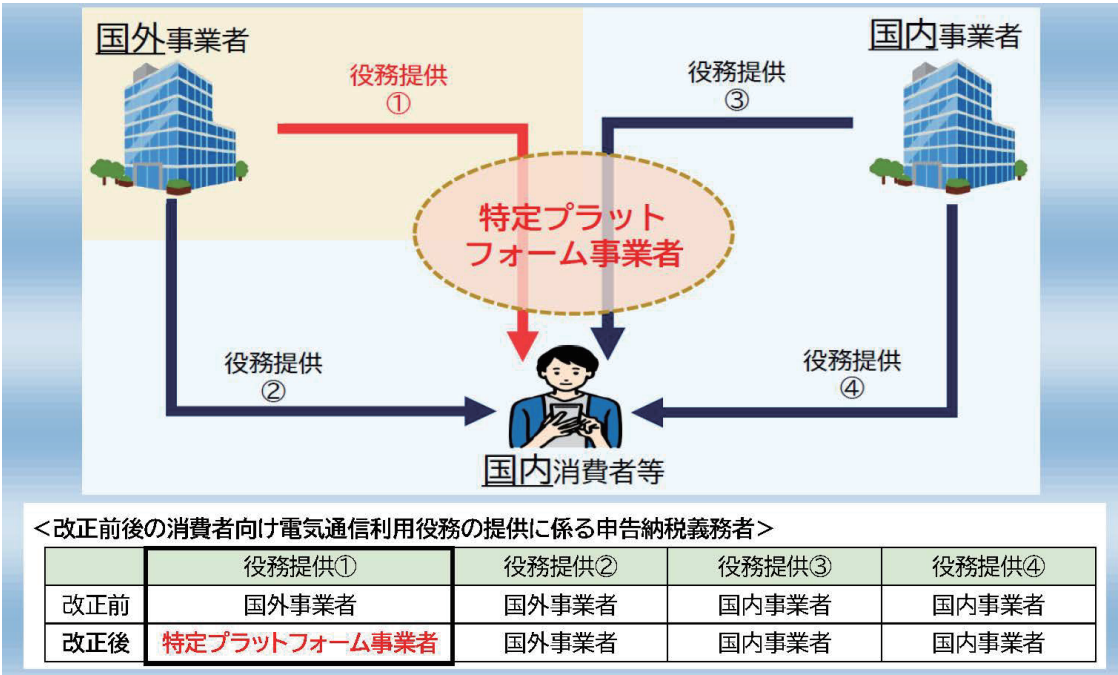
◆ プラットフォーム課税の導入 星野柚奈

プラットフォーム課税の導入

令和 6 年度税制改正により消費税の「プラットフォーム課税」が導入されました。
ほとんどの事業者には大きな影響はありませんが、仕入税額控除で多少注意が必要なため、ご参考にしていただければ幸いです。

制度の概要

国外事業者が日本国内において「特定プラットフォーム事業者」を介して行う消費者向けのデジタルサービスについては、特定プラットフォーム事業者がサービス提供したものとみなして、国外事業者の代わりに特定プラットフォーム事業者が消費税の申告・納税を行うというものです。
令和 7 年 4 月 1 日以後に行われる電気通信利用役務の提供に適用されます。



国税庁：消費税のプラットフォーム課税について

特定プラットフォーム事業者

- 国税庁が指定した特定プラットフォーム事業者は以下の通りです。
- ・ iTunes 株式会社
 - ・ アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
 - ・ グーグル アジア パシフィック プライベート リミテッド
 - ・ 任天堂株式会社

国内事業者への影響

以前から特定プラットフォーム事業者を介して国外事業者から消費者向けサービス提供を受けていた場合に、本制度の施行によって適格請求書が発行されることにより消費税の取扱いが変わる可能性があります。
仕入税額控除の適用漏れが無いよう、令和 7 年 4 月以降の請求書は改めて確認が必要です。